

第4回 鳥取市移動等円滑化協議会 議事録

- 1 日 時 令和5年2月2日(木) 10:00～11:00
- 2 場 所 鳥取市役所 本庁舎6階 会議室6-5、6-6、6-7、6-8
- 3 出席者 谷本 圭志委員 石川 真澄委員 西墻 豊嗣委員 田中 節哉委員
岡 享弘委員 荻原 由紀子委員 藪田 和利委員 諸家 紀子委員
山下 芳江委員 酒本 修昇委員 橋本 孝之委員 岡 周一委員
中村 敦子委員 渡辺 博委員 河越 良二委員 岸本 梓委員
下田 敏美委員 曾川 書考委員 野坂 明正委員 森山 倫男委員
米増 俊文委員 村尾 修一委員 西尾 佳子委員 松村 暢英委員
谷口 恭子委員 鹿田 哲生委員 竹間 恭子委員 橋本 浩之委員
大野 正美委員(代理:渡邊次長) 岡 和弘委員
岸本 吉弘委員(代理:横尾次長)
- 欠席者 池本 薫理委員 伊藤 法政委員 乾 秀樹委員

4 議題

- (1)パブリックコメント実施結果について
(2)鳥取市バリアフリーマスタープラン(案)について

5 議事

事務局

定刻になりましたので、只今より第4回鳥取市移動等円滑化協議会を開会いたします。
本日はお忙しいところ、ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。
本日の進行を務めさせていただきます、鳥取市都市整備部都市企画課の牧野です。よろしく
お願いいたします。
本日は、鳥取県聴覚障害者協会の諸家委員様にご出席をいただいておりますので、手話通
訳に中島様と、米田様のご協力をお願いしております。ここで皆様をお願いでございます。
手話通訳をされるため、ご発言の際はゆっくりとした口調でご発言いただきますように
お願い申し上げます。
そういたしますと、委員の出欠報告、代理出席委員の報告をさせていただきます。委員の

皆様の出欠報告ですが、ゆうゆうとっとり子育てネットワーク 池本委員、国土交通省中国地方整備局鳥取河川国道事務所 伊藤委員、鳥取市総務部 乾委員、この3名が本日所用のため欠席となっております。

本日は全員34名のうち、代理出席を除いて、29名の委員の皆様にご出席いただいております。

本協議会設置要綱第7条第2項に規定します過半数の定数に達しているため、本協議会が成立することを報告いたします。

続いて、代理出席について報告いたします。本協議会設置要綱第7条第3項によりまして、関係行政機関及び市の関係職員の議員がやむを得ず欠席する場合、あらかじめ会長に代理のものの氏名等を報告することにより、その代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなすこととされております。

本日は、鳥取市経済観光部 大野委員の代理として渡邊次長。そして、鳥取市教育委員会 岸本委員の代理として横尾次長がそれぞれ出席されています。谷本会長ご承認いただけますでしょうか。

会長

承認いたします。

事務局

ありがとうございます。

ただいまの承認をもちまして、本日の出席委員数は31名となります。

それでは、これから先の議事進行につきましては、会長が議長を務め進めていただきたいと思っております。谷本会長よろしく願いいたします。

会長

本日は、最後の会議ということですので、議論するというよりはこれまでのまとめの最終確認の場という意味合いが多いかと思っております。よろしく申し上げます。

ではお手元の次第に沿って始めたいと思っております。まずは議事(1)パブリックコメントの実施結果についてと、(2)鳥取市バリアフリーマスタープラン案について一括して事務局より説明をお願いいたします。

事務局

パブリックコメント実施結果と鳥取市バリアフリーマスタープラン案について事務局より一括して説明させていただきます。

それでは、パブリックコメントの実施結果についてご説明します。【資料1】をご覧ください。

第3回の庁内連絡会議や、協議会での意見を受けて修正したマスタープランの素案について、令和4年11月14日から12月13日までの1ヶ月間、パブリックコメントを実施しました。

募集期間に2名の方から意見が提出され、意見の数としては10件の意見をいただきました。意見の内容を分類しますと、マスタープラン全般への意見が2件。道路が1件。建築物が5件。情報バリアフリーが1件。その他の意見が1件でした。

提出された意見で、2ページ目のNo. 7自動ドアの速度と、3ページ目のNo. 9資料の文字の大きさについては、マスタープランに反映しています。

自動ドアの速度は、マスタープラン9章「バリアフリー化の促進に関する取り組み」(5)建築物の出入口に、車いす利用者等の通行を考慮した自動ドアの開放時間等の設定を追記しています。

No. 9の文字の大きさについては、他都市のユニバーサルデザインに配慮した印刷物作成の手引きなどの事例を参考として、本文の文字サイズを11ポイントから12ポイントに変更しています。

その他の意見の中で、具体的なバリアフリー化などへの要望については、令和5年度以降により取り組む基本構想の策定作業において検討したいと考えています。

また、その他の意見に対する考え方は、資料に記載している通りです。

なお、パブリックコメントの意見と回答は、本市のホームページにも掲載し、公表しています。

5ページからは参考意見として、鳥取大学附属中学校の3年生より33件の意見がありましたので、併せて資料に添付しています。

以上がパブリックコメント実施結果の報告となります。

続いて、鳥取市バリアフリーマスタープラン(案)についてご説明します。マスタープランについては、第3回の庁内連絡会議や協議会、パブリックコメントでの意見を受けて修正を行っています。

【資料2-1】がマスタープランの概要版。【資料2-2】がマスタープラン本編。【資料2-3】がマスタープランの修正内容などをまとめたものです。マスタープランの本編【資料2-2】1ページ1章「鳥取市バリアフリーマスタープランの策定」をご覧ください。

庁内連絡会議より、共生社会ホストタウンに登録されたことについての追記に関する意見がありましたので、内容を修正しています。具体的には6段落目になりますが、読み上げますと、「さらに、東京2020オリンピック・パラリンピック大会に向け…」それ以降の言葉を追記しております。

次に、第2章「鳥取市の概況」についてです。6ページから9ページにかけて、掲載していた図面などの資料が、平成29年3月に策定した鳥取県東部地域公共交通網形成計画のものであったため、鳥取県より新しい図面などの提供を受けて修正しています。

次に、本編の32ページ第7章「バリアフリー化の基本理念・基本方針」についてです。

2番全市域でのバリアフリー化の展開の(3)建築物(施設)のバリアフリー化の基本方針において、第3回の協議会で、森山委員より、建築物のユニバーサルデザイン化について、マスタープランへの盛り込むようご意見がありましたので、令和4年10月に鳥取県の福祉のまちづくり条例の改正に合わせて運用が開始された「とっとりUD施設普及推進プログラム」の活用について追記しています。具体的に読み上げますと、すべての人にとって使いやすいユニバーサルデザイン建築物の普及のため、「とっとりUD施設普及推進プログラム」の活用による施設整備を推進しますと追記しております。

次に、本編の36ページ、37ページ「移動等円滑化促進地区の設定」について、36ページに、移動等円滑化促進地区の14地区の一覧表を追加しております。37ページでは、これまで3つに分かれていた地図がありましたので、こちらの地図を1枚の地図に変えております。

40ページの「本マスタープランにおける生活関連施設の考え方」については、庁内連絡会議より、生活関連施設の種類において、小・中の並びで、義務教育学校を追加するよう意見をいただきましたので、追記しています。また、商業施設の追加についてもご意見をいただき、商業施設にスーパーマーケットとドラッグストアを追加しています。これにより、鳥取駅・城跡周辺地区においては、湯所町のサンマートや片原通りのウェルネス周辺の区域を促進地区に追加するために、区域の変更を行っています。

次に、本編の42ページから80ページまでの促進地区の図面についてです。第3回協議会で、石川委員より参考施設としてコンビニを追加してはどうかとご意見がありましたので、促進地区内にコンビニを赤丸の白抜きで図示しています。

また、国交省中国運輸局より、促進地区の図面に主要幹線道路の表記や、生活関連施設の丸印に一覧表番号の追記の助言がありましたので、図面の修正を行っています。

43ページから48ページにかけては、鳥取駅・城跡周辺地区の生活関連施設の丸印に、番号を付けるために、拡大図を新たに作成し追加しています。

福祉施設について、庁内連絡会議より再度確認するよう指摘をいただきましたので、福祉施設などの再確認を行い、選定した施設の変更がありましたので、55ページ②気高町総合支所・浜村駅周辺地区、57ページ③鹿野町総合支所周辺地区、70ページ⑩鳥取大学前駅・湖山駅周辺地区、77ページ⑬津ノ井駅周辺地区においては、促進地区の区域を一部変更しています。

次に、82ページ9章「バリアフリー化の促進に関する取り組み」についてです。(5)建築物の出入口の項目において、パブリックコメントで意見のありました自動ドアの速度について、車いす使用者等の通行を考慮した自動ドアの開放時間等の設定を追記しています。

続いて、83ページの10章「情報バリアフリーの取り組み」についてです。鳥取県のバリアフリーマップについて、森山委員より、マスタープランへの盛り込みについてご意見がありましたので、記載内容を令和5年3月に運用が開始される予定のバリアフリーマップアプリに修正しています。84ページでは、事例の内容を「鳥取県バリアフリーマップ」か

ら、「とっとりUDマップ」の内容に変更しています。

次に89ページ11章「心のバリアフリーの取り組み」についてです。(2)事業者による取り組みについて、酒本委員より、取り組み事例として白杖SOSシグナルや点字ブロックの日等の広報を実施しているとお話がありましたので、内容を追記しています。

また、行政による取り組みについて、庁内連絡会議より、パラスポーツを通じての交流や体験等の取り組みについて、ご意見をいただきましたので追記しています。

なお、庁内連絡会議より、国の教育啓発特定事業の実施に係るガイドラインを参考にしてはどうか、とのご意見をいただいておりますが、先ほどの2つの内容を追加して、内容充実を図りましたので、国のガイドラインに掲載されている教育啓発特定事業については、令和5年度より取り組む基本構想の策定作業において検討したいと考えております。

最後に、98ページ14章「用語集」については、99ページから101ページにおいて、追記した内容に含まれる5つの用語を追加しています。具体的には、99ページ「点字ブロックの日」、「とっとりUD施設普及推進プログラム」、100ページ「白杖SOSシグナル」、「パラピアン」、101ページ「レガシー」を追加しております。

以上の修正を行い、バリアフリーマスタープランの原案をまとめました。

以上となります。

会長

ご説明ありがとうございました。

前回の会議以降、パブリックコメントを実施したこと、そこでご意見いただいたこと、色々な関係者との会議を行っていただき詰めの作業をしていただいたこと、前回委員の皆様からいただいたご意見をどのように反映するのかということを検討していただき、今日の原案が出来ているということでございます。

先ほどの説明のように、基本的には皆様方の意見に沿った形での修正がなされていると思いますが、今一度ご確認をしていただいておりますお気づきの点がありましたら、質問をぜひいただければと思います。

前回の会議で意見をいただいた方については、こういうことでよかったかどうかという確認をしていただき、もし何かありましたら挙手いただければ幸いです。

委員

鳥取運輸支局の曾川です。

どうぞよろしくお願いたします。

生活関連施設一覧表の施設名称等々のご対応いただきありがとうございました。

ご質問になりますが、90ページの届出制度の概要で、今後公共交通事業者や道路管理者は、移動等円滑化促進地区の区域内において、旅客施設や道路の改良等により、他の施設と接する部分の構造の変更等を行う場合には、当該行為に着手する30日前までに、市町村に

届け出が必要となると記載があり、30日前までに届出が必要だということを、自ら知っている必要があると思うのですが、そういった周知については、今後の基本構想の中で具体的に盛り込んでいくのかどうかという点と、更には仮に30日前までに、失念していたりとか、そういったケースもあるのかなと思いますが、そういった時の対応については、どのようなようになるのでしょうか。

事務局

届出に関する周知につきましては、今回策定するマスタープランの内容を鳥取市の公式ホームページに掲載しますので、そちらで周知を図っていきたいと考えています。また、これからマスタープランの製本を行う予定で、委員の皆様には、製本したものを配布させていただきます。関係する部署であるとか、そういったところへの周知をお願いしたいと考えております。

あと、届出の失念に関しては、事務局側でどういった対応ができるのかを、今後確認させていただきたいと思います。

委員

ありがとうございます。

特に罰則規定とかは設けたりとかするのか、する予定も今後考えていかれるというところでしょうか。

事務局

届出なので、基本的には、罰則については考えておりません。

委員

承知しました。ありがとうございました。

委員

鳥取県聴覚障害者協会の諸家です。

今お話いただきました内容以外のことですが、資料の中にちょっと不明な点がありましたので教えていただきたいです。

19ページのアンケートの確認結果について、グラフがありまして、この図の中で、障がい者手帳の有無、持っている方が83.5%。持っていない方が、16.5%の説明ですが、その所有率について資料は約1割と書いてあります。

運転免許については、免許を持っておられる方が、資料には8割と記載があり、グラフでは持っておられる方が6.3%となっています。これはどちらが正しいのでしょうか。

会長

資料のケアレスミスだと思いますがどうでしょうか。

事務局

83.5%と16.5%の記載のある上段右側のグラフについては、運転免許証の有無のことを記しておりまして、括弧の中の記載が、障がい者手帳の有無ではなくて運転免許証の有無になります。左下の運転免許証の有無と記載があるところが、障がい者手帳の有無になります。こちらは修正させていただきたいと思います。

諸家委員

はい、いいえの数はそのままということですか。

事務局

そのままです。障がい者手帳の有無に関しては、持っている方が6.3%、持っていない方が93.7%になります。

会長

これは単純なミスだと思いますので、最後またグラフのデータなど細かいところを事務局で確認していただくとありがたいなと思います。

ありがとうございました。他はどうでしょうかお気づきの点がある方は、お願いします。

委員

【資料1】No.3 ことについてですけども、私の住んでいる所の近くも、同じように歩道が狭くてでこぼこで、何とかありませんかお願いしているところです。

集落の高齢者に方にも聞いてみましたが、若いころは自転車等を利用して買い物などに行っていたが、年を取ると、でこぼこの道だと恐ろしくなり、土日に息子さん等に送迎をお願いしている状態だそうで、【資料1】No.3のような似たところがたくさんあるんです。

なかなかこういった意見などは、反映されていない気がしますので、少しでもいい方向に向かっていけたらありがたいと思いましたが、そういうことはできないでしょうか。

委員

マスタープランということよりは、市民の意見をどうやって吸い上げるかっていう、ご発言だったと思いますが、もしご発言ありましたらお願いします。

事務局

バリアフリーマスタープランの促進区域だとかということは別にして、ご要望のあった

ところについては、場所を確定させていただいて、その道路管理者の方にも、お伝えして、危険な場合は当然危険を回避するための修繕などの措置がされますので、確認させていただきたいと思います。国・県要望などがあれば、鳥取市にもお問い合わせいただければ鳥取市を通じて国や県の担当課の方に、確認して回答させていただくというところもありますので、個別案件につきましては、また詳しく言っていただければ、ご相談に乗れると思います。後でも教えていただきたいと思いますのでよろしくをお願いします。

委員

道路整備については、整備予定の有り無しではなく、長い目で見てくださってもいいわけ、今すぐしてくださいということでもありませんので、やはりその辺のところの幅を持ってもらえないかなと思います。

地区の公民館に行くのも、本当に色々な人がこうなったらいいのにな、何でしてくれないのだろうかという意見が結構あるんです。

私は、弱者の方の身になって考えてくださるってことが少ないのかなと思ったので、それをできたら皆さんの力でしてもらったら、本当にありがたいなと思いますので、よろしくをお願いします。

会長

おそらく個別には色々思いがあると思いますので、ご説明のようにまずは、一番身近な市の方にも問い合わせさせていただいて、あとは関係者でお話をさせていただくという他ないかと思っています。

個別の案件をどうするかというお話は、このマスタープラン中に書き込めないものから、具体的にお答えはできないですが、後でまた個別にお話いただければ、それで解決の方向に向かう糸口が見えるのかもしれませんが。

他にいかがでしょうか。

私も一つだけ確認させていただきたいのですが、地区が決まり、地図を入れていますけども、当然時が経過すると、新たな商業施設ができたり、逆に廃止になったりということがあるとと思います。そういった場合については、その都度変えていくものなのか、それともマスタープランができ上がった後、今後基本構想などの次のステップがあるので、その中でフレキシブルに変更していけるのかとか、その辺はどのようになりますでしょうか。

事務局

マスタープラン策定後については、計画期間を10年と設定していますが、状況を鑑みながら、見直しをしていきたいと思っているところで、概ね5年毎に見直しを考えております。

その中で商業施設等が増えたり減ったりっていうことであれば、5年後の見直しに合わせて、追記したり、削除していくということも考えていきたいところですし、来年度以降に

は基本構想を作りますので、その基本構想においては、移動等円滑化促進地区内の重点整備地区等に新しい情報を取り入れる方向で考えております。

会長

わかりました。そういった形で修正が行われるのですね。

これは、以前にもお話したかもしれませんが、PDCAサイクルがどのように回っていくのかということですが、今後、このマスタープランを含めてどのように進んでいくのか、その辺について今一度、ご説明いただければと思いますでしょうか。

事務局

マスタープラン策定後の進捗管理については、事務局側としては、毎年度鳥取市なり、鳥取県など関係するところについては、令和4年度までにされていた事業の抽出を行っていただきまして、マスタープラン策定後については、新たに実施されているものとか、これまで実施されているものを受けて、単年度ごとの実施状況を確認させていただきたいと思っております。

その進捗を確認させていただく中で、数年後にでも見直しが必要ということであればその時点で、促進地区なり、それ以外の項目についても、マスタープランの見直しを考えていきたいといったところです。

会長

ありがとうございました。

他よろしいでしょうか。

委員

鳥取県聴覚障害者協会、諸家です。

ただいま会長からお話がございました内容に似ているんですけども、この10年間というのはかなり長いスパンとなります。

この委員会は、本日のプランで終了・解散となると思っておりますが、今後の経過・状況等がなかなか掴めない状況となります。実際にその計画に沿ったものになっているのかどうか。

最初は、駅前地区が重点地区となっておりましたが、それが各地域に広がって拡大しております。どの辺りを優先地域としていくのかその辺りもまだ今後検討されていくこととなると思います。今後の状況につきまして、委員としても、先が見えない状況で大変不安に感じております。その辺り、もし何か途中経過等、時を見て、ご報告があると大変ありがたいと思っております。

会長

確かに、私と同じようなP D C Aとかをどう共有していくかということだと思えます。いかがでしょうか。

事務局

まず、令和5年度、6年度では、基本構想を策定する予定にしております。基本構想を策定する中では、委員の皆様には引き続き継続してお願いをさせていただき、この協議会も、継続で残させていただきたいと考えております。

それから、令和7年度以降については、そのあたりの進捗管理を報告させていただくとともにマスタープランの見直しをするのかどうかも含めて、話し合いをさせていただきたいと思っております。

委員

ご回答ありがとうございます。

自分にはなかなか荷が重いかなとは思っておりますが、検討したいと思えます。

会長

そのまま全員が継続するかどうかは、それはまたご検討いただくことだと思えますが、基本的には、今引いたこのマスタープランのルールの上を次の段階、基本構想づくりというところに入りますので、このマスタープランづくりに関わった方が中心になって、またいろいろご検討いただくということですね。

委員

マスタープランの次に、これを基本構想に落とし込んでいくということで、それに2年かけられるということですが、そういう意味ではP D C AのPの話がまだしばらく続くことだと思うんですけども、ただその間に各地区で、道路の補修なり或いはいろんな建物の改築などの事業が進んでいく場合には、このマスタープランに沿ったような対応を事業者に向けていくようなことが行われると思ってよろしいでしょうか。その辺りについて、お考えがあったら教えていただければと思います。

事務局

道路や建築物等の改修については、マスタープランを策定することによって、そういった方針に基づいて、当然整備していくものと考えておりますので、この基本方針を皆さんに示すことで、よりよいバリアフリー化を進めていきたいということは考えています。

事務局

少し補足させていただきますと、事業者の皆様に対しては、お願いということになりますので、マスタープランに則して、こういった方針でまちづくりをさせていただいているというところを見ていただいて、ご協力をお願いしていきたいと考えています。

また、交通事業者等には、届出義務が発生しますので、その都度それに沿った格好でやっていただくということでございます。

あと生活関連経路など、指定させていただいておりますが、こちらの方につきましては、このバリアフリーマスタープランに位置づけられているということで、補助事業に要望していただくことはできるかなと考えております。

委員

鳥取県聴覚障害者協会の諸家です。

今のお話、とても大切だと思います。今後、道路の改修ですとか、建物の改修また新築なども、マスタープラン地区の中で作られると思いますが、そのままだともったいないと思いますので、市の担当者の皆さんからもきちんと周知をしていただいて、損のないように進める方法でお願いしたいと思います。とても大事な部分だと思います。

会長

色々周知をしていくっていうことですね。マスタープランの段階でも考え方であるとか方向というのは共有しておくべきですし、多くの方に知っていただくというのが非常に大事だと思いますので、その辺はまた戦略を練っていただいて、対応していただければと思います。

この原案につきまして、欠陥があるとかですねこれでは駄目だというご意見はございませんでしたので、基本的にはこの原案を承認して、進めていただくということになると思いますがよろしいでしょうか。

ありがとうございます。

次の議事その他の方に移りたいと思いますけども、その他何かありますでしょうか。事務局何かご準備ありますでしょうか。

事務局

事務局としては特にありません。

会長

委員の皆様方がいかがでしょうか。その他ということ。

委員

自治連合会の西垣と申します。

このマスタープランと直接的には関係ないかもしれないんですけども、今こうして少子化ということで、このマスタープランも10年間という長いスパンで、これからやっつけられる事業ですけども、一方で、いわゆる学校の統合とかといったような話も出ていることは皆さんご承知だと思います。そういうことに伴って、このマスタープランで、今後やっつけられる中で、今まであった学校が廃校になって、新しくまた学校ができるとかで結果的に、やったものが無駄になるということはないと思うんですけども、そこら辺の調整というものを市の中で、十分にこれからしていられるだろうとは思っていますけれども、そういうことも考慮いただければいいじゃないかなと。結局マスタープランに従って、今後どういう形、どういう流れで、やっつけられるのか、優先順位とかですね、そういったようなところにも関連してくるのかなというところで発言をさせていただきました。

会長

ありがとうございます。重要なことだと思いますし先ほど、色々意見があった中でも、そのようなお話だったと思います。

事務局

今のお話で、将来を見据えた整備をというところだと思いますので、各施設の管理者等とお話をさせていただき、どのような事業を進めてもらえるかどうかというところを確認しながら、その事業化ということで位置づけを行いますので、協議しながら進めて参りたいと思います。

会長

いろんな施設はですね、民間事業者さん、国、県、あとは特に交通事業者さんはこのバリアフリーと関係してきますので、常時意見交換していただいて、直すところは直し、追加するということで機動的にやっていただければなと思います。

議事はこれで終了とさせていただきます、以降の進行を事務局にお返ししたいと思います。よろしく申し上げます。

事務局

谷本会長ありがとうございました。

また委員の皆様には、貴重なご意見をいただきました。事務局としてもしっかりと受けとめさせていただいて、よりよいものを作っていきたいと考えているところです。本日の協議会につきましては、議事録を作成させていただきます。発言内容等、会長、副会長にご確認していただいた上で、市のホームページにも掲載することとしております。先ほど委員の方

からも指摘をいただきましたが、このマスタープラン本編、概要版も含めて、再度チェックを行い、鳥取市バリアフリーマスタープランについては、3月に公表するように進めて参ります。今日お集まりの関係機関の方々には、またこのマスタープランに即した事業、或いは取り組みの進捗状況を確認させていただくということになりますので、またお問い合わせの際には、取り組み等について、拾い出しをしていただくようお願いいたします。

それでは最後に、鳥取市都市整備部長の岡よりご挨拶を申し上げます。

都市整備部長

都市整備部長の岡でございます。

事務局を代表しまして、締めくくりの挨拶を行います。

谷本会長をはじめ、委員の皆様方には、2年間にわたり、本マスタープランの策定にご尽力いただき、心より感謝を申し上げます。

コロナ禍の中でなかなか協議会の運営が難しかったというところではありますが、良い計画ができ上がったのではないかと考えております。

これは会議の内容でもありましたが、方針を掲げただけではバリアフリーは進みませんので、しっかり周知を行いながら、皆さんにご協力いただくようなことを仕掛けていきたいと考えております。

この計画の基本理念であります、みんなが支え合い、誰もが安心快適に自分らしく過ごせるまちづくり、この実現に向けて、来年度からはハード・ソフト両面からバリアフリー化を図る、個別具体の事業を位置づけるバリアフリー基本構想の策定に着手いたします。

この基本構想の策定に当たりましても引き続き、委員の皆様のお力添えをいただきたいと考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

本日はありがとうございました。

事務局

それでは、これをもちまして第4回鳥取市移動等円滑化協議会を閉会といたします。

本日はお忙しいところご出席いただきありがとうございました。